

はじめに

今年で9回目となる富士河口湖まちフェスは地元住民の有志が中心となって、住民が主体的に参加できる機会を創出し、地域のすばらしさを再認識できる事業展開に加え、さらには参加者との協働と感動の中から世界文化遺産にふさわしいまちづくりの一端を担えればという趣旨のもと開催します。

出店者のみなさまには、この趣旨にご賛同いただき、「富士河口湖町を盛り上げたい！」という想いをもって出店していただけると幸いです。

富士河口湖まちフェス実行委員会一同

1 開催概要

名 称 : 富士河口湖まちフェス2025 ～大好き！富士河口湖町～

今年のテーマ : 地域の魅力・再発見

日 時 : 2025年10月5日(日) 9:30～15:00(予定)

会 場 : 富士河口湖町役場前駐車場

主 催 : 富士河口湖まちフェス実行委員会

(事務局:富士河口湖町 政策企画課 政策調整係)

※屋外での開催のため、雨天時は会場規模やレイアウトを変更しての実施を検討

※イベントを中止する場合は、前日10月4日(土)の正午までに代表者へご連絡します

2 出店者応募要項について

この要項は「富士河口湖まちフェス2025～大好き！富士河口湖町～」の出店における円滑で安全な運営及び法的規制の遵守などを目的とします。

3 出店資格

出店者は、富士河口湖まちフェス(以下、「まちフェス」)の趣旨を理解していただける方で、売上に関わらず「町を盛り上げたい!」という気持ちがある方であれば出店できます。

4 出店者の決定

出店の可否については、8月下旬までに、実行委員会より出店申込書に記載された住所宛に通知します(8月中旬発送予定)。

出店申し込みが予定数を上回る場合には、町内での営業実績がある出店者を優先とし、実行委員会において協議のうえ決定いたします。

5 出店申し込み

まちフェスへの出店希望者は、申し込み用紙に必要事項を記入し、2025年7月18日(金)までにまちフェス実行委員会(以下、「実行委員会」)事務局へ提出してください。

提出先、提出書類は次のとおりです。申込書は HP よりダウンロードいただけます。

◆提出先 富士河口湖まちフェス実行委員会 事務局
(富士河口湖町 政策企画課 政策調整係)
〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地
TEL:0555-72-1129 FAX:0555-72-0969
MAIL:seisaku@town.fujikawaguchiko.lg.jp

◆提出書類 ①【様式1】出店申込書
 ②【様式2】販売品目一覧表
 ③【様式3】誓約書兼承諾書
 ④【様式4】ブースレイアウト図
 (キッチンカーは、様式4を使用せず、一般的な平面図での申請も可)
 ⑤【別紙1】提供食品の概要
 ⑥保健所許可書のコピー
 ⑦【別紙2】対象火器具等使用・露店等の開設に係る防火安全自己点検票
 ※④～⑥は飲食物を伴う出店者のみ提出が必要です。
 ※⑦は火気の使用を伴う出店者のみ提出が必要です。

◆提出方法 持参、郵送またはメールにて、2025年7月18日(金)までに事務局に提出(期日厳守)

出店申し込みの際にいただいた個人情報については、当事業への出店に関連する目的のみに利用し、それ以外の目的での利用はいたしません。また、個人情報をご本人の同意なしに第三者へ開示・提出することはありません。

6 出店料

出店料は町内・町外問わず、1出店者につき1ブース、一律5,000円*(税込)です。
出店料につきましては抽選会の景品等に使用させていただきます。

*なお、社会福祉法人等、公共性のある団体については、減額申請書を提出し、実行委員会において、出店料減免に相応しいと認められた場合は、出店料は 2,000 円(税込)となります。ただし、出店料減額申請書を提出し、実行委員会の許可を受けた場合に限りです。出店料減額申請書については、事務局にお問い合わせください。

7 出店料の支払い及び返金について

出店料の支払いは、後日開催される出店事業者説明会(9月9日予定)でお支払いいただきます。説明会にご参加できない出店者は、お振込みでのお支払いとなります。その際、振込手数料は出店者にてご負担をお願いいたします。なお、期日(9月末日)までにお支払いいただけない場合はキャンセルとなる場合がございます。

出店費用納入後は、出店キャンセルによる返金はありません。また、雨天等によりイベントが中止になった場合でも、出店料の返金や営業補償等は致しませんので、予めご了承のうえ、お申し込みください。

8 出店ブースについて

1ブースは3m×3m程度を基本とします(出店者の数によって多少変動する可能性があります)。決められた出店スペースをはみ出しての使用はお止めください。

出店ブースの配置は、実行委員会にて協議し、決定次第お知らせします。

決定後に、出店者間でのブースの変更や、ブースの全部または一部の権利を他人へ譲渡・貸与することは、一切認めません。

9 飲食物を伴う出店について

地域のすばらしさを再認識できる場として、なるべく地元産品を使った出店をお願いします。

飲食物の提供を行う出店の場合は、会場内にて調理を行う、行わないに関わらず、保健所の『イベント等における食品取扱の指導指針』に従っていただきますので、予めご了承ください。

飲食物の提供を行う出店者は、決められた場所でのみ提供し、衛生管理には十分留意してください。万が一、提供物から食中毒などの事態が発生した場合には、保健所及び実行委員会に速やかに連絡をしてください。また、その責のすべては出店者が負うこととします。

水を使用される方は、実行委員会で会場に流しを設置しますので、各自で給水をお願いします。

保健所への事前相談は実行委員会でとりまとめて行います。

『【様式 4】ブースレイアウト図』並びに、『【別紙 1】提供食品の概要』に必要事項を記入のうえ、その他の提出書類と併せて提出してください。このほか、飲食を伴う出店においてご不明な点がございましたら、お申し込み前に実行委員会事務局までご連絡をお願いします。

10 火気の使用について

火器具等を使用する露店等を開設する場合は消防署長にあらかじめ届出をすることが義務付けられています。消防署長への届出は実行委員会で取りまとめて行います。

『【様式 1】出店申込書の消火器の本数の欄』並びに『【様式 4】ブースレイアウト図』に設置場所の記載をお願いします。併せて『【別紙 2】対象火器具等使用・露店等の開設に係る防火安全自己点検票』も忘れず提出してください。

火気の取り扱いについては、安全に十分注意して扱い、出店者にて消火器を必ず設置してください。また火気の使用中は少なくとも1人以上が近くで安全を確認できるようにしてください。

11 電源の使用、レンタル品について

実行委員会にて電源は確保しません。電源が必要な方は各自で発電機等をご用意ください。

また、出店者のテントや備品など貸出はありません。出店者において必要備品のご準備をお願いします。

12 当日の会場設営と撤去

当日の会場の設営及び撤去にご協力ください。特に撤去については、すべてのイベント終了後（概ね 15:30 頃予定）に、全員で行います。イベントのフィナーレまではブースの片付け・撤去はできませんので、予めご了承ください。片付け・撤去の開始については、イベント終了後、来場者の状況を確認後に実行委員会からアナウンスをいたします。

13 ごみについて

出店者のみなさまが販売した商品のごみや、お客様による残飯等は、基本的に提供されたお店で、出店者が責任をもって回収してください。

ごみは必ず町指定のごみ袋に分別してください。

ごみの搬出先は、イベント終了後にお知らせします。

14 出店時の禁止行為

次の物の会場内持ち込み及び展示・販売等を禁止します。

- ・模造品（コピー品）及び盗品などの違法品、またはその恐れのあるもの
- ・麻薬品及びそれに類するもの
- ・風紀を害するもの及び危険を伴うもの
- ・不動産関連、金融商品、携帯電話関連などの契約商品
- ・政治、宗教、その他サークルへの勧誘行為
- ・募金、寄附活動

15 その他出店関連注意事項

- ・富士河口湖町の催事である為、商品管理並びに販売品に対する消費者のクレームが絶対無いようにしてください。万一トラブルが発生した場合には、出店者の責任において対応をしてください。
- ・来場者に楽しんでいただくための出店を第一目的とし、親切・丁寧に対応するよう努めてください。
- ・取材のため、出店者及び展示・販売品の撮影を行う場合があります。ご都合の悪い方は、その旨を事前に実行委員会にお申し出ください。
- ・施設、備品に損傷等を与えた場合は、原形復旧、または費用弁償をしていただきます。
- ・駐車場には限りがあります。イベント当日は出来るだけ乗り合わせて来場し、指定された駐車場へ駐車してください。
- ・イベント時間内の会場内への車両の乗り入れは禁止とさせていただきます。
- ・会場内は全面禁煙となります。
- ・洗い場は、会場脇に設置しています。トイレや水飲み場等、決められた場所以外での洗い物は決して行わないでください。
- ・実行委員会で不適切と判断した行為についてはその場で指導することがあります。指導を受けた場合は、即座に是正してください。なお、指導に従わず是正されなかった場合、また違反が悪質と判断した場合はその場で出店を取り消し、退去していただくことがあります。
- ・その他ご不明点については実行委員会へご連絡ください。